

令和2年度 第1回福島県水産業振興審議会 議事録

日時：令和2年9月1日（火）
14時00分～16時10分
場所：杉妻会館4階 牡丹

1 出席者

(1) 福島県水産業振興審議会委員 計11名

江川章委員、立谷寛治委員、野崎哲委員、八島宏幸委員、鈴木延枝委員、久保木幸子委員、大越和加委員、北原康子委員、鈴木扶美枝委員、濱田奈保子委員、原田英美委員

(2) 福島県 計13名

農林水産部長、農林水産部技監、農林水産部政策監、農林水産部食産業振興監、農林水産部次長（生産流通担当）、農林企画課長、農業振興課長、港湾課長、水産課長、水産事務所長、水産海洋研究センター所長、水産資源研究所長、内水面水産試験場長

2 議事

(1) 新しい福島県農林水産業振興計画 策定スケジュール

(2) 新しい福島県農林水産業振興計画 骨子（案）

(3) 地方意見交換会

3 発言者名・発言内容

次のとおり

司 会

(水産課主幹)

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日の司会進行を務めさせていただきます水産課主幹の菊田でございます。
本日使用する資料は各委員の席に新しいものをお配りしてあります。本日はこちらの資料で進めさせていただきます。なお、本日の説明は資料1から資料3で行わせていただきます。参考資料として参考1から参考6を添付させていただいております。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっておりますので、御了承願います。

それでは、ただいまより、令和2年度第1回福島県水産業振興審議会を開会いたします。

なお、本日の審議会は、福島県水産業振興審議会規則第7条第1項に基づき、会長が招集するものであります。

本審議会は、15名の委員で構成されておりますが、本日、11名の委員が出席されており、福島県水産業振興審議会規則第7条第3項に規定する「委員の2分の1以上の出席」に達しておりますので、本審議会が成立していることを御報告いたします。

それでは、はじめに、農林水産部長から挨拶を申し上げます。

—部長挨拶—

農林水産部長

部長の松崎でございます。福島県水産業振興審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を頂き、誠にありがとうございます。
まず、新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、海面においては、外食や観光の落ち込みによる需要低下により、ヒラメなど高級魚の単価が大きく下落し、また、河川、湖沼の内水面では、遊漁者が大幅に減少し遊漁料収入が減少しております。さらに、養殖業においては、需要低下による出荷量の減少、飼育経費の増加などが大きな問題となっております。県といたしましては、需要喚起を図るため、本県産水産物の学校給食への供給支援など、この難局を打開すべく関係機関等と連携し、しっかりと取組を進めてまいります。

さて、本日の議題にあります、令和3年度以降の新しい福島県農林水産業振興計画に関しましては、前回の審議会において基本的な考え方を御説明したところであり、今年度は、より具体的な内容を御検討いただくこととしております。本日は、新しい計画の骨子について御説明をした上で、各施策の取組内容や方向性について御検討いただきたいと考えております。皆様の忌憚のない御意見を賜りますようお願いして、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

司 会	<p>それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、福島県水産業振興審議会規則に基づき、大越会長に議長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、大越会長から御挨拶を頂きたいと思います。</p> <p>——会長挨拶——</p> <p>議長を務めさせていただきます会長の大越でございます。令和2年度第1回水産業振興審議会が開催されるに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、御多忙中にも関わらず、また、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常の生活において様々な不都合を強いられている中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>東日本大震災から約9年6か月が経過し、去る2月には海産魚介類の出荷制限指示が全て解除となり、沿岸漁業の早期再開が期待される一方で、震災からの復興はもちろんのこと新型コロナウイルス感染症による産業への影響等、解決すべき課題が少なくないように思います。</p> <p>本審議会には、新たに策定される福島県農林水産業振興計画について審議するという大きな任務がありますので、幅広い分野で活躍されている皆様と有意義な議論を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>会長といたしまして、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から御活発な御意見を頂きますようお願いいたします、挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。それでは議事に移りたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>——議事——</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>はじめに、議事録署名人について、お諮りいたします。</p> <p>議長から指名して、よろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>それでは、佐川委員と八島委員をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>「(1) 新しい福島県農林水産業振興計画 策定スケジュール」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農林企画課長	<p>農林企画課 鈴木と申します。</p> <p>私から新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュールについて御説明を</p>

させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。1番のところに記載しておりますが、令和元年度の本年1月に開催の審議会で諮問させていただきました新しい福島県農林水産業振興計画につきましては、本年度に複数回の審議を経て本年度中に答申を頂く予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえまして、その策定スケジュールを見直すこととしたいと考えております。

見直す理由ですが、(1) 新型コロナウイルス感染症収束の先行きが不透明であり、感染症拡大防止対策や経済活動の維持の両立に、農林水産部だけでなく各部局一丸となって取り組む必要があること。

(2) といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響や課題を踏まえた対応を新しい計画に反映する必要があると考えておりますが、現段階ではその影響も含めて全体を見通すことが困難であることから、3番今後の対応でございますが、(1) 当面は今年1月の審議会で御審議を頂いた現計画の総点検あるいは審議会委員の皆様方からの意見等を踏まえまして、感染症を踏まえた部分を除いた計画の策定を進めたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した課題及び対応、具体的な施策につきましては、今後適宜、新しい計画に盛り込んでいきたいと考えております。なお、現段階で新型コロナウイルス感染症の影響とその対応等についてとりまとめたものを参考4でお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

具体的なスケジュールでございますが、資料を一枚おめくりいただいて2枚目でございます。一番左側が水産業振興審議会のスケジュールでございます。2段目令和2年9月が本日の審議会ということで、計画骨子案の御審議を頂いて、右側に意見聴取という欄がございますが、10月末から11月にかけて農林漁業者等の皆様との意見交換を行いたいと思います。これは後ほど議題で御説明させていただきます。

これらを踏まえまして令和3年1月に計画原案の御審議を頂きまして、その審議した内容を踏まえまして、その右側意見聴取、市町村・関係団体等への意見照会、その意見を踏まえて3月には中間整理案の御審議を頂きたいと考えてございます。年度が明けて5月頃にはパブリックコメントで県民の皆様から御意見を頂きまして、それらを踏まえて8月と10月頃に計画案の御審議を頂いて、11月頃答申を頂きたいと考えてございます。なお、欄外にございますが、福島県の最上位の総合計画については一番右の欄に令和3年9月に県議会へ議案提出とありますが、その策定スケジュールに併せて若干の変更の可能性のあることを御承知おきいただければと思います。

以上、スケジュールの見直しについての御説明です。よろしくお願いたします。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、資料1について説明いただきましたが、このように進めることでよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(意見なしの声)
議 長	<p>一つ訂正をさせていただきます。先ほど議事録署名人として佐川委員にお願いすると申し上げましたが、佐川委員は本日欠席ですので、野崎委員にお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは次の議題に移らせていただきます。</p> <p>「(2) 新しい福島農林水産業振興計画 骨子 (案)」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農林企画課長	<p>新しい福島農林水産業振興計画 骨子 (案) について御説明をさせていただきます。骨子 (案) につきましてはお手元の資料2-1から2-5までそれぞれの資料で御説明させていただきますが、まずは、資料2-1から2-3で全体の福島県の農林水産業のめざす姿について説明させていただきたいと思いません。</p> <p>資料2-1を御覧ください。骨子の全体像が1ページ目に目次のような形で記載してございます。上段、策定に当たってのポイントということで、二つ目のめざす姿の基本的な方向といたしましては、「東日本大震災・原子力災害からの復興」に加えまして「ひと」「もの」「地域」の4つの視点で整理をさせていただいてございます。構成につきましては第1章 総説から第6章 計画実現のためにまでの6章の構成に加えて参考資料という形にしてございます。</p> <p>2ページを御覧ください。第1章 総説につきましては、第1節 計画策定の趣旨、第2節 計画の位置づけ、第3節 計画期間を記載したいと考えております。なお、第3節 計画期間にございますように、計画期間につきましては令和12年度を目標年度といたしたいと考えております。</p> <p>次に第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢でございます。</p> <p>第1節 福島県の農林水産業・農山漁村の現状、第2節 社会情勢の変化と時代の潮流を記載したいと考えてございます。これらにつきましては、以前の審議会でも御説明させていただきましたが、本日、参考5に本県農林水産業をめぐる情勢という資料をつけさせていただいております。この内容を整理してこの現状とめぐる情勢を記載したいと考えてございます。</p> <p>3ページを御覧ください。第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿、第4章 施策の展開方向、第5章 地方の振興方向につきましては、このあと資料2-2以降で御説明をさせていただきます。</p>

4 ページを御覧ください。第6章 計画実現のために、この章では1番、計画の推進に当たっての考え方、2番、計画の進行管理について記載をしたいと考えてございます。

それでは、骨子（案）の具体的な内容について御説明をさせていただきます。

資料2-2を御覧ください。このあと、第3章、第4章、第5章について御説明させていただきますが、委員の皆様には6月にこれらの骨子（素案）について意見照会をさせていただきました。頂いた御意見、それに対する考え方につきましては参考3にまとめさせていただいておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。これらの御意見を踏まえて今回は修正した骨子（案）を御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。なお、資料2-2、後ほど御説明をいたします資料につきましても下線部が引いてある部分がございます。下線部の引いてある部分につきましては前回委員の皆様方に意見照会をした際の御意見等を踏まえて修正をした部分として見ていただければと思っております。

それから資料2-2、第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿につきましては本文の案として記載をさせていただいております。このあと資料2-4で第4章、資料2-5で第5章の御説明をしますが、そちらは骨子ということで文章ではなく体言止めで記載させていただいております。本日は資料2-2の第3章については記載内容そのものを御議論頂き、後ほど御説明をいたします資料2-4、2-5については必要な事項が網羅されているかどうかという視点で御議論を頂きたい、最終的には次回以降、資料2-4 第4章、第5章につきましても文章といたしまして御審議を頂きたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

それでは、第3章の第1節 基本目標でございます。

この部分、ほとんど下線が引いてございますが、意見照会の際には1ページ半を割きまして農林水産業の現状や情勢等を含め記載をしておりました。しかし、この現状・情勢等については、先ほど資料2-1で御説明しました第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢に記載することといたしまして、このあとの第2節 めざす姿とのつながりをわかりやすくするために全面的に見直し、簡潔な記載とさせていただいております。

それでは、この後何行目と御説明しますが、左側の数字が行数を表しておりますのでそこを見ながら御覧いただきたいと思っております。

2行目、農林漁業者が意欲とやりがいを持って活躍でき、広く職業として選択されるような持続可能な農林水産業を展開するとともに、農山漁村の魅力と活力を維持していくために、視点として次の4つの視点にまとめてございます。一つ目、東日本大震災・原子力災害からの復興を成し遂げること。二つ目、農林水産業を担う人材と生産基盤を将来にわたり確保していくこと。三つ

目、安全で品質が高く、魅力ある農林水産物を安定的に生産・供給していくこと。四つ目、ふるさとを誇りと思えるように農山漁村の魅力や役割を発揮し続ける環境を整えていくこととしております。基本目標、スローガンでございますが、前回意見照会の際にも仮の案を記載させていただいておりますが、この基本目標につきましては、生業・職業として農林水産業が発展し農林漁業者の皆様経営安定を図るためには、儲かるということが重要であると考えてございます。また、必ずしも儲かることだけが目標ではなく、暮らし方としての魅力を感じて農山漁村で暮らしていきたいという方々もいらっしゃるから、後段、誇れるふるさとの形成という言葉が必要であるということから、スローガンとしては「儲かる農林水産業の実現と誇れるふるさとの形成」を案として記載をさせていただいております。

なお、意見照会の際には複数の委員の皆様から、このスローガンの冒頭の「儲かる」という表現について様々な御意見を頂きました。本審議会においても皆様から御意見を頂きて更に検討をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、第2節 めざす姿でございます。本県農林水産業・農山漁村のめざす姿を示しております。

まず、1 東日本大震災・原子力災害からの復興でございます。

農林水産業の経営再開や、先端技術等を活用した新たな経営・生産方式の展開や、風評が払拭され、本県産農林水産物は、その品質に見合う適正な評価で取引されていると記載させていただいております。

次に34行目、2 持続的な発展を支える強固な基盤の確保でございます。

経営規模の大小や中山間地域といった条件に関わらず、他産業並の所得を安定的に確保する意欲ある経営体と多様な主体が産地を支えている。

2ページを御覧下さい。農林水産業を職業として選択する若者が増加している。農林水産業が持続的に発展するための基盤が強固となり、経営や生産基盤が次の世代に円滑に継承されている、としております。

次に、3 安全で魅力的な農林水産物の供給でございます。一つ目、GAPや放射性物質対策等により、農林水産物の安全と消費者からの信頼が引き続き確保されている。二つ目、先端技術を活用した経営・生産が展開されているとともに、環境に配慮しながら気候変動に対応して安定的に農林水産物が生産されている。三つ目、市場ニーズに即した魅力ある農林水産物づくりとふくしまならではのブランドが確立するなど、生産から流通・販売に至る一体的で戦略的な取り組みが展開されているとしています。

続きまして4 活力と魅力のある農山漁村の実現でございます。県内外の多くの方々の農林水産業・農山漁村の役割に対する理解が醸成され、それぞれの主体的な行動により支え合っている。多面的機能が維持・発揮され、災害に強く魅力的な農山漁村となっている。様々な地域資源を活用した商品・サービス

の創出など、地域産業6次化により、農山漁村が活力に満ちている、としています。

次に、第3節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向でございます。

ここでは、中段に書いてございますが、SDGsの理念、目標を意識しながら必要な施策を推進することを記載した上で、施策体系を記載したいと考えてございます。

施策体系につきましては、資料2-3を御覧ください。一番上に先ほど案として申し上げましたスローガンを記載した上で、中段にめざす姿として、一番左、1 東日本大震災・原子力災害からの復興から、一番右、4 活力と魅力のある農山漁村の実現まで先ほどの4つの項目を記載いたします。それぞれにつきましてめざす姿を実現するための施策を最下段に第1節から第6節までで記載したいと考えてございます。

まず左から第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化につきましては、1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者等への支援、2 避難地域等における農林水産業の復旧の加速化、3 風評の払拭、という項立てで記載したいと考えてございます。

次に第2節 多様な担い手の確保・育成につきましては1から3まで、農業、林業、漁業それぞれの担い手の確保・育成を記載した上で、4 経営の安定・強化について記載をしたいと考えてございます。

続きまして第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進でございます。

1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備、2 林業生産基盤の整備、3 漁業生産基盤の整備、4 戦略的な品種・技術の開発、という項立てとしたいと考えてございます。

続きまして、第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践でございますが、1 県産農林水産物の安全と信頼の確保、2 戦略的なブランディング、3 消費拡大と販路開拓。

続きまして第5節 戦略的な生産活動の展開といたしまして、1 県産農林水産物の生産振興、2 産地の生産力強化、3 産地の競争力強化。

最後に第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生、1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進、2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮、3 快適で安全な農山漁村づくり、4 地域資源を活用した取組の促進という項立てで構成をしたいと考えてございます。

なお、このあと具体的なそれぞれの施策の骨子については、資料2-4以降で御説明をさせていただきたいと思っております。

以上で資料2-1から2-3について御説明をさせていただきました。

よろしく御審議をお願いします。

議長

どうもありがとうございました。

ただ今資料2-1から2-3について説明いただきました。

本審議会においては、新しい計画の骨子について委員の皆様には審議いただくことを目的としており、新しい計画については、現行計画の課題・成果を踏まえて検討していること、めざす姿として「震災からの復興、ひと、もの、地域」の4つの分野を整理し、担い手対策や生産基盤の確保、農山漁村の活性化などの施策を展開するという報告でした。

では、これまでの内容について御意見、御質問があればお願いいたします。

鈴木延枝委員

第2節の多様な担い手の確保・育成ということについてですが、農業とか林業もそうですが、担い手の確保・育成というの、例えばどのようにして若い人がこのような仕事に就いているのかがよくわかりません。例えば普通、会社なら製造業とかですと工業学校で就職説明会があって会社と生徒をつないで、職業選択をするとか、いろいろな情報を得て選ぶことができると思うが、漁業はお家がそういう仕事をやっているのだからそれに就くとか、あるいは親戚のところというようなお話があったりして、実際どのようになっているのでしょうか。

水産課長

漁業に関する担い手の確保についてですが、委員からお話があったように、漁業は限りある資源を皆さんで協力して利用するということがございまして、その中で一人一人が分量を守りながら漁業権や漁業許可を得て行うという形になっており、新たな参入者がどんどん入ることがないように漁業権は地元の漁業協同組合に入った方が利用できるようになっております。基本的に漁法（漁業の型）や許可の数などは海区漁業調整委員会で協議した内容で管理しながら運用することとなっていますので、漁業集落の中で、その漁家の後継者の皆さんが漁業の担い手として漁業就労者になっていくというのが、沿岸漁業の姿になっています。

担い手の育成・確保については、後継者が魅力ある漁業として漁業を継いでいくことができるよう、また、将来的には漁業技術を向上させるだけではなく、今後いろいろな障害がある中で漁業を営む上で経営能力を含めて高めていくという必要性があり、その部分を伸ばしていくということで記載しています。

一方で、まき網漁業や遠洋のマグロ、サンマ漁業につきましては、水産系の学校を出た方が学校を出てすぐ船に乗って出国されるので、新入者の確保が難しくなっております。そのため、大型船の漁業については、国が新入者確保の取り組みを進めていくということになっており、沖合漁業については一般的な、広い新入者の確保、沿岸では漁業集落の中で育てていくというような視点で漁業については担い手が確保されるという内容になっています。

議長

よろしいでしょうか？

鈴木延枝委員	はい。
議 長	<p>それでは、まず、先ほどの御説明の中にもありましたが、事前の意見照会において農業、林業の審議会委員からも多数の意見があった新計画の基本目標「儲かる農林水産業の実現と誇れるふるさとの形成」について、まずは審議したいと思います。</p> <p>始めに事前の意見照会で基本目標に関して御意見を頂きました原田委員から改めてお考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。</p>
原田委員	<p>スローガンの「儲かる農林水産業」の「儲かる」という表現は人によって受け止めるニュアンスが異なるのかなと思ひまして、私は儲かるという表現はやめた方がいいという意見を出しました。先ほど御説明にもありましたように、農林水産業は儲かっていない、儲からないと後継者がいない、あるいは子供には継がせたくないというような中で、儲かる農林水産業の実現というものを挙げていらっしゃるのだと思いますが、そこで本当の意味としては、先ほどのような、後に繋いでいけるような、しっかり採算がとれる、利益が出せる農林水産業を行っていかうということだと考えましたので、私が提案したのは「持続可能な農林水産業」と書いたと思いますが、持続可能なというのは事業性として採算をとってしっかりと続けていけるような意味、もう一つは昨今の環境問題、水産業でいえば海洋汚染であるとか水産資源の持続的な利用というようなことも踏まえて、そういった面で持続可能という表現にするのがいいのではないかという意見を出しました。</p>
議 長	<p>原田委員ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に生産現場に携わっておられる委員の中から県漁連会長の野崎委員に御意見等ありましたらお願いします。</p>
野崎委員	<p>昨今では、原田先生がおっしゃるように持続可能なという言葉があり、一方で国の漁業者への支援事業では「もうかる漁業創設支援事業」という言葉を使っているため現場として違和感はないのですが、先ほど鈴木委員から御質問あったように、沿岸漁業は狭い中、身内で担い手として来てもらう際に、現場では本当に儲かるかなという悩みがある。海の上という特殊な事情、陸上より厳しい環境の中で仕事しているので、若い担い手には一時的にこの言葉（儲かる）を使わざるを得ない。就労して漁業を勤めていく上でようやく「持続可能な」という明確な感覚を持てるような漁業者に育ってほしいですが、この儲かるという使い方は両面があるなと思います。現場の感覚はそういう感じです。県の審議会の施策なのできちんと決めるとすると「持続可能」、ただ、持続可能な漁業だが特殊な環境での就労なので農業もそうだが若くて未経験で来る人達にも明るいインパクトを与えるようなスローガンを挙げてほしいなという思いでしたのでいろいろな思いを持ちながらこの「儲かる」という言葉を聞いておりました。</p>

議長

ありがとうございました。

ただいま生産に関わる野崎委員、そして学識経験の原田委員からそれぞれ御意見を頂きました。

これについてその他の皆さんから御意見はございますでしょうか。

鈴木延枝委員

原田委員の持続可能なというのは含蓄があつていろいろな意味を含んでいると思うのですが、農業でも後継者が順調に育っている、後を継いでくれるところというのは例えば年収1,000万円以上というようなところだったりしますので、経営として成り立っていくかどうかというのは、職業選択するときにごく関心のあるところだと思います。儲かるというのは言いようというか、そういう意味に置き換えた方がいいのかなど。ちゃんと利益が出て、やっつけけるというようなニュアンス、応用ができるというような意味を含んだものの方がいいと思うのですが、私は儲かるというようなニュアンスはきちんとはっきりとした言葉で入れた方がいいと思います。持続可能なのはその通りですが、やっぱり若い人やこれから関心を持ってやってみようかなと調べたりして仕事に出会っていきますよね。例えば門を叩いて私を入れて下さいという人がいるかもしれないし、実際息子さんとか、甥御さんとか身内の方でもお父さんや叔父さんがすごく苦勞されていて、こんなに苦勞しているのになかなか食べていくのは大変だと思つたらやはり跡継ぎになりたくないという風になると思いますし、ちゃんとやっつけける、ギリギリやっつけけるとかではなく、頑張ればいい仕事だよというのが入った方がいいと思うので、「儲かる」という言い方がいいのかわかりませんが、ほかのところでも儲かるという言葉を使っているのであれば、こういうニュアンスでこちらのほうがインパクトあるなと思います。

あと、「誇れるふるさとの形成」ということですが、ふるさとの形成が誇れるというのはもちろんいいのですが、私は仕事として誇れると、土に触れたり水をかぶったりとても大変なお仕事というのは敬遠されがちですが、そういう仕事というのは国の基盤になつていてゴミになる紙をいじったりの仕事よりずっと大事で、やっぱり食べたり、家を建てたり、川を整備して災害のないようにしたり、道路を作ったりというのが最も大事な職業です。大変だし、疲れるし、お金にならないし、敬遠されるというような人もいると思いますが、仕事自体は非常に重要なものであるというというような、誇れるふるさとと言うよりも誇れる仕事であるというような言葉はいれられないでしょうか。仕事は大事なのに、みんなやりたくないといつて、みんな紙をいじるような仕事になつていて、仕事自体が大事だというようなニュアンスが入ったらいいと思います。

議長

大変貴重な御意見ありがとうございます。

いろいろな御専門の方がお集まりなので、それぞれのお立場から御意見を頂きました。

いのですが、ありますでしょうか。立谷委員いかがでしょうか。

立谷委員

先ほど漁業の担い手育成・確保という中で、相双地区の中では震災の後約100人の漁業者が亡くなった中で、新たに若手が58人くらい漁業界に入ってきました。親の背中を見て、家族の中でも魅力のある漁業に戻ってくるのかなとうれしい限りですが、そういう中で、これからの担い手の育成についても、しっかりと県の方でも、我々底曳部会、小型部会というものがあまして、そういう中で底曳き船員で50人くらい若手がおりますし、小型部会でも60人くらいの若手がいます。先輩、後輩という中で仕事を教えたり、作業内容を同じ世代で勉強したりして、仕事がどんどんできるようになり担い手となるのがいいなと思っている。こういうのを続けて若手に仕事のおもしろさ、仕事のできる人間になるようにそういう助成や流れを続けてほしいなと思っています。

議長

はい、ありがとうございました。

まずは、基本目標について、他に御意見ある方はいらっしゃいませんか？

私は、実はこの儲かるという表現に対して反対意見がたくさん出ると予想していたのですが、今のところそれほど出ていないです。私も一言申し上げたいのですが、どうしても目標とかスローガンというなるべくより多くの人に受け入れられやすい、言い方を変えるとソフトな、何人にも使われる表現になる。結果として同じようなところで文言が使われるようになる、とこれまでの経験から感じております。そうすると短所としてはインパクトが無くなるということが考えられます。そして、立てた大事な目標に対して後で評価する段になった時に、より万人受けのよく使われる形式的な文言である場合には、例え結果として何も実現していなくても、責任をとるということが今までなかったのではないかと思います。それに対してより実質的で明瞭である、今回の場合は「儲かる」という実質的な文言を用いた場合、評価する段になったときに、より具体的な文言に対してより評価しやすいので、責任をとらなくてはならなくなるので、次に進むより前向きで実質的な評価になる可能性があると思います。よって、積極的に覚悟を持って行くということで「儲かる」という文言を選んだ、その姿勢が読み取れます。企業や会社ではなく、福島県がこの言葉を使う、覚悟や積極性が読み取れるので、ここは「儲かる」でいいのではないかと私は感じています。

どんな表現を用いても一長一短有り、その中からその時々で何を採るかというのはその時々で関わった者たちの意思が働きます。

ここで結論を出しているわけではないので、もう少し御意見をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

原田委員

質問です、儲かるというのは、所得ではどのくらいをイメージされているのでしょうか？

議 長	どなたかベストな回答をしていただけませんか？
農林企画課長	はい。これは、農・林・漁業と詰めているので一概には言えないと思いますが、目安としては、個人の場合ですと所得が 1,000 万という高い目標になりますけれど、農業の大きな法人となると売り上げ 1 億というイメージがあります。
水産課長	<p>漁業についても概ね 1,000 万円以上、一人乗りの小型船であれば 1,000 万以上で考えてよろしいかと思います。</p> <p>一方でまき網漁業とか 60 人も乗組員がいるような漁業になるとレベルが何億というふうになってしまっていて違う世界もあるのですが、我々が県の取組みの中で関わる沿岸漁業ですと、小型船で 1,000 万円以上、大型船、沿岸でも底曳きとか乗組員がいてやる漁業は 1 億円というラインまでくるかと思います。そういうラインでもって、沿岸漁業が目的としているような陸上の労働者さんと遜色のない、それ以上の水揚げ収入ということで考えております。</p>
原田委員	所得ですか？
水産課長	収入です。
原田委員	確認ですが、1 隻というのは家族でされているのですか？何人くらいで？ 1 人あたり所得はいくらになるのでしょうか。
水産課長	基本的には沿岸の小型船、2 人乗りでやるような沿岸漁業で 1,000 万以上を目標としているので、1 人頭の収入ベースで 500 万円。それ以前の問題で経費と船を含めての部分で、コストも半分以上はかかりますので、実際の所得としては収入 1,000 万円の 4 分の 1 程度という形になると思います。
原田委員	<p>それくらいだと儲かるというイメージになるのでしょうか？</p> <p>儲かるというのはそのレベルではないという印象を受けます。</p>
水産課長	今、説明しました 1,000 万円というのは、沿岸の小型船で最も小さい規模のものでも最低でもそこまでは持っていくという目標で考えておりますので、複数人が沿岸漁業でも乗り合っているいろいろな操業をやって水揚げを伸ばすということであれば、当然同じような環境でも 3,000 万、4,000 万の収入を得ているところもありますので、今まで一番小規模のところであっても 1,000 万円以上をめざすというところで説明したのが、今の 1,000 万円。あまり魅力的じゃない数字かと思いますが、そこを目指しているところがございます。

農林企画課長	<p>今お話がありましたように、漁業ですといろいろなものによって違いますが、イメージとしては、農林水産全体として、他産業並以上の所得を得るということを相対的には「儲かる」という言葉にしたいと考えています。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>「儲かる」ということは実際的な金額そのものというよりは目標として目指すところ、他産業並みの所得ということでした。</p> <p>いかがでしょうか、基本目標に関して他に御意見はございますでしょうか。</p> <p>それでは、先ほども申しましたが、ここで結論を出すと言うことではなく、大事なところですので本日出していただいた各委員の御意見を元に事務局では引き続き検討していただきたいと思います。「儲かる」というところと、「誇れるふるさとの形成」のところ、鈴木委員から貴重な御意見を頂きましたので御検討いただきたいと思います。</p> <p>それでは、基本目標以外のところについて御意見・御質問がありましたらお願いします。</p> <p>たとえば江川委員いかがでしょうか。めざす姿の実現に向けた施策の展開方向の中で世界的な関心となっている持続可能な開発目標の理念・目標を意識した施策の推進とありますが、水産業の分野においても、資源を持続的かつ有効に活用していくことは重要な視点と思いますが、生産の現場に携わっておられる組合長のお立場から御意見があればお願いします。</p>
江川委員	<p>ただ今、御紹介にあずかりました江川でございます。私どもいわき組合としても資源保護に関してヒラメやカレイ類等の保護の取り組みをしており、試験操業ではヒラメの50センチ規制や再放流をして資源保護を大切にしております。また、今は担い手も少ないものですから、ある程度、操業の仕方も徐々に変えていかなければいけないのかなと考えています。結局、サラリーマンの方が12ヶ月の内、労働時間が半分くらいのところを、我々の商売では、漁に出るのは午前2時頃に出て行って水をかぶりかぶり操業してくるわけですが、将来の後継者のために資源は大事にしなきゃいけないのかなと考えています。それから、持続していく産業にするには、付加価値をつけて魚の販売をしないと生き残れないのかなと考えております。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p>
北原委員	<p>質問ですが、第6節の3に災害に強い農山漁村づくりと書いてありますが、具体的にどういったことでしょうか？</p>

農林企画課長	資料２－３の第６節３の（３）でしょうか。それはこの後、資料２－４で御説明したいと思っておりますが、御質問がありましたので申し上げます。資料２－４の２５ページになります。昨今、毎年のように各地で豪雨災害のような非常に大きな災害が起きている中で、水産関係以外のことも含めて申し上げますと、２５ページ下（３）にありますようにダムやため池あるいは河川と言ったハードとソフトと適切に組み合わせた対策、あるいは、２６ページを御覧いただきますと海岸地域ですと海岸保全施設ですとか、海岸防災林といった施設等の整備と適切な維持管理をしていくことによって災害に強い農山漁村づくり国土強靱化といった観点で取組をしていきたいと考えてございます。
北原委員	災害で川が氾濫してということ近年多いですね。ダムばかりではなく川を整備することも必要だと思います。
農林企画課長	特に豪雨災害の被害を防止するためには当然、河川そのものの整備、浚渫、あるいは堤防の整備等を進めるのと合わせて、最近新聞で取り上げられていますが、農業分野ですと、農業用ダムが県内に多数あることから、一部の農業用ダムについても災害、水害の防止のために協定を結ぶ等、土木関係、国土交通省関係の取組と農林水産側での農業用ダムの活用などにより被害を最小限に抑えるよう、総合的に取組んでいきたいという趣旨でございます。
議 長	よろしいでしょうか？ それでは、他になければ次に移りたいと思います。
鈴木延枝委員	水産物に関して質問ですが、今、外国船が網目の小さい網で小さい魚をとってしまい、どんどんサイズが小さくなり、サバやマグロのような魚でも違法でもとってしまうらしいという問題があります。福島県では調査をして、操業自粛していたら立派な大きな魚に成長したという実態がありますね。たくさん数を取らなくても資源を保護しながら大きな魚が獲れて、価格も高い。このような資源管理について他の漁業者もあとについてきてくれる、リードするように思ってくれたらありがたい。たまたまそうただただけだとしても、増えた資源を活かしていただけたいなと思います。
議 長	ありがとうございます。自粛せざるを得ない状況で私たちの想像以上に資源が増え、大きくなりました。いかがでしょうか。
水産課長	今委員のおっしゃったことは、非常に参考になる中身でございまして、福島県については大きくして獲る、最も経済的な価値があるサイズで獲りながら、獲り過ぎ

ないことによって水産物、資源自体も持続性が確保でき、生産流通に関してもコンスタントに同じ量を獲っていくという資源管理の取組について、全国的にも最も熱心に漁業者の皆さんが自ら漁業者間の協議で自主的に継続してきたということで進めていただいております。例としては、平成5年に始まったヒラメの全長規制、具体的には小さな30センチ未満のヒラメは獲らないことによって値段も上がるし、漁獲量自体も漁獲サイズを大きくすることによって増えました。当時100トンから300トン程度の水揚げだったものが今は500トンから700トンという水準で震災前は推移していて、今は試験操業と言いながらも500トン近いヒラメの水揚げがあるという状況です。今回、震災によって操業を休んだことによって、非常に資源が増えているということから、通常では資源管理というのは一時期獲らないことにより痛みとして生産側には収入減少ということがあるわけですが、現在の状況を活かすと痛みなく資源管理に取り組める、今までよりもいい獲り方に変えられるということがございまして、それを重点的に取り組むこと、今回の計画の中ですと資料2-3の第5節「戦略的な生産活動の展開」の中の2番の産地の生産力強化の(3)「ふくしま型漁業」の実現として挙げており、震災前の6割の漁獲努力で、水揚げとしては魚を大きくして獲ることで8割の水揚量をあげて、金額としては価格が上がることで震災前の100%の金額をめざすという目論見でもって重点的な取組として書かせていただいているところでございます。

議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは次の説明に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

水産課長

水産課長の水野でございます。

引き続き資料2-4、施策の展開方向、資料2-5の地方の振興報告の資料を使いまして説明をさせていただきます。今までのめざす姿についてそれぞれの項目について具体的な取組を記載することになってございます。

はじめに、資料2-4を御覧ください。新しい福島県農林水産業振興計画における第4章「施策の展開方向 骨子(案)」に関して御説明いたします。施策の展開方向骨子案は、それぞれの節について背景及び課題及び施策の方向性、想定される指標、具体的な取組の構成になっております。時間の都合上、水産業に関連する部分を中心とした説明といたします。

まず、第1節「東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化」の1「生産基盤の復旧と被災した農林業業者への支援」についてです。資料の1ページを御覧ください。

一番上、背景・課題となっておりますが、背景として、沿岸漁業は試験操業を震災後余儀なくされており、平成30年における沿岸漁業産出額は震災前の25%と、本格的な操業には至っていない状況にあります。この課題を受けた施策ですが、生産基盤の復旧として旧警戒区域を中心とした復旧が進んでいない漁船や共同利用施設、

漁具等の整備、水産業の振興に必要な新たな水産関連施設の整備に取り組むということでございます。また、漁場に残存している震災がれきについても、まだ双葉沖には残っている状況でございますので漁場の生産性を高めるためのがれきの撤去についても実施していくというものです。

想定される指標にもあります漁業産出額でございますが、その着実な回復・向上のために市場流通機能の向上を図る市場の再編、流通構造の改革に必要な取組を推進など一連の取組を継続して実施してまいります。

次に、第1節、2の「避難地域等における農林水産業の復興の加速化」についてです。3ページを御覧ください。

背景としては、長期にわたる操業自粛により水産資源が増加し、大型化しており、将来にわたって持続的に利用できるよう管理しながら水揚金額を拡大する取組を進めていく必要があるということです。この課題を受けた施策ですが、新たな経営・生産方式の導入として水産資源を管理しながら水揚金額を拡大する、先ほども説明しましたが「ふくしま型漁業」の実現に向けた総合的な取組を推進してまいります。

また、新たな担い手の確保として経営力の優れた漁業経営体の育成のための研修会の実施や若手漁業者が漁業に関する基本的な知識や技能を習得するための研修会などを漁業系統団体と連携して支援してまいります。

第1節の最後になりますが、3の「風評の払拭」についてです。資料の4ページを御覧ください。

背景として、原子力災害に伴う風評を要因といたしました福島県産農林水産物の販売価格については、依然として全国平均を下回る価格の品目が多く、流通・販売側からは毎日同じ時間に・同じ量・質の揃ったものを安定して供給体制を求められており、生産力と競争力を高めていく必要があるということでございます。

そこで、総合的な風評対策の取組として、水産エコラベル認証取得を推進いたしまして付加価値の形成に努めること、それから流通・販売段階における多様なアプローチによる新たな販路の確保をしてまいります。

続いて、第2節「多様な担い手の確保・育成」の3「漁業担い手の確保・育成」について説明いたします。資料7ページをお開きください。

漁業経営体につきましては、平成30年には564経営体まで回復しておるところでございます。新規沿岸漁業の就業者は、平成28年以降では年間10人を超える状況でございます。一方で、震災で操業が減少したことにより、若手漁業者の能力向上、これについては漁業技術、経営能力という部分ですが、その能力向上のための場が少なくなっています。また、原子力災害以来、県民の皆様が海に親しむ習慣が希薄化し、漁業への関心や理解が低下している傾向も見えるところでございます。

そこで、具体的な施策でございますが、地域漁業の核となる担い手育成の取組として、優れた経営感覚を備えた漁業経営者の育成、次世代の中核的な漁業者である「青年漁業士」の研修などを支援してまいります。

また、次代を担う新規漁業就業者の確保・育成の取組として、第1節からの再掲となりますが、漁業経営体の育成研修会や技能習得の研修会の実施を支援してまいります。さらには、将来の就業へ繋がるよう、小中学生等を対象とした漁業体験、漁業にふれあう機会の提供という取組についても全体にわたって漁協や系統団体と連携して推進してまいりたいと考えております。

担い手対策については、前回の審議会において立谷委員及び野崎委員よりその重要性を指摘いただいております。先ほど来、担い手について御議論頂いたところで、新しい計画においても引き続き重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

第2節の最後、4「経営の安定・強化」でございます。8ページを御覧ください。

背景といたしまして、経営体が抱える課題は多様化・高度化しており、農林漁業者の経営の維持・安定のため各経営体の実情に即した総合的な支援が必要となっております。また、農林水産業は他産業と比べて死亡事故等が多く、効果的な安全対策というものが必要な状況と考えております。

経営安定に向けた取組として、漁協と系統団体の組織の強化も図りながら、系統団体と連携いたしまして沿岸漁業改善資金等の各種制度資金の円滑な融通と関連する取組を効果的に行ってまいります。

安全な操業の対策といたしましては、安全航行のための海難事故防止講習会や安全情報発信のために無線連絡体制、漁業無線局を中心とした連絡体制の維持・整備に取り組んでまいります。

次に、第3節「生産基盤の確保・整備と試験研究の推進」の3「漁業生産基盤の整備」について御説明いたします。11ページを御覧ください。

課題について、再掲ですが、漁場に残留した震災がれき、加工流通施設の整備、漁場の浚渫や客土、漁場の整備が挙げられます。また、磯焼けや土砂の流入による漁場の減少、海水温上昇による漁場生産力の低下、漁港施設の防波堤等の耐震耐津波対策等を挙げております。

そこで、具体的な施策ですが、漁場の整備として、がれきの撤去、漁場堆積物の浚渫等に加え、未利用海域や生産性の高い新規漁場造成について推進してまいります。また、漁港施設等の整備ですが、新たな水産関連施設の整備、市場の再編や流通構造の改革、防波堤等の耐震耐津波対策等、計画的な維持管理を推進していくということでございます。

第3節の最後、4「戦略的な品種・技術の開発」についてです。12ページをお開きください。

背景として、海面においては、栽培漁業対象種の効率的な生産・放流技術の開発、内水面につきましては生産量が減少した内水面養殖業の生産拡大のための技術開発が必要になっているところでございます。また、河川、湖沼等の内水面漁業については、いまだに一部の内水面魚類については国の出荷制限が指示されており、経営安定に向けた魚類の生息環境の変化や気候変動に対応する水生生物の生息環境保全のための調査・研究が必要になっております。また、地球温暖化に伴う気候変

動や海水温上昇等が世界的に問題となっており、本県においてもその影響評価と適応策が必要になっております。

具体的な施策ですが、13ページを御覧ください。施策の方向性として、生産現場や消費者の皆様の多様なニーズに対応した試験研究について先端技術を含め戦略的に進めてまいります。

具体的には、省力的で効率的な生産技術であるスマート水産業の開発、水産資源の持続的かつ効率的な資源管理手法の開発、漁業者自らによる資源管理の取組を推進してまいります。また、ホシガレイ等の種苗生産・放流技術の研究や内水面魚種を含む新たな栽培対象魚種の研究を推進してまいります。

特に内水面においては、水産資源に悪影響を及ぼす外来生物の駆除技術の開発、アユなどの増殖対象種の放流技術高度化等の研究開発、耐病性、病気にかかりにくいなど優良形質を持つ種苗生産技術、コイなどの内水面養殖業対象種の安定的な生産を可能にする効率的な生産技術の開発等を推進してまいります。

最後に温暖化対策として、気候変動や極端な気象現象による農林水産物への影響評価・予測と対策技術の開発として、引き続き海洋環境調査や資源調査の取り組みを行ってまいります。こちらの地球温暖化の影響については、前回の審議会において、いわき市漁協の江川委員から御指摘があり、こちらの第3節に反映させていただいたところでございます。

続きまして第4節「需要を創出する流通・販売戦略の実践」の1「県産農林水産物の安全と信頼の確保」についてです。資料14ページをお開きください。一部の内水面魚類で出荷制限指示等が続くなど、放射性物質の影響が残っているため、具体的な施策としましては水産物の緊急時環境放射線モニタリング及び出荷制限品目の計画的な解除を進めてまいります。また、毒化貝類等の出荷防止のため、生産段階における貝毒検査等の取組や流通段階における衛生管理の取組を推進してまいります。

続いて第4節の2「戦略的なブランディング」です。15ページを御覧ください。

社会構造、ライフスタイルの変化から消費者等の食に対するニーズは多様化し、産地間の競争も激化しています。生産物の価値を高める取組としましては、ヒラメ等全国的にもトップレベルの農林水産物の更なるブランド力を強化し、マスメディアやSNSの活用により、安全な県産農林水産物の魅力や情報を積極的に発信、トップセールスやフェアを通じて、消費者の皆様への県産農林水産物の魅力の発信に努めてまいります。

第4節の最後、「消費拡大と販路開拓」でございます。資料16ページを御覧ください。

沿岸漁業の操業拡大に向けて、需要の創出とその受皿となる販路を確保していくため、マーケットインの視点で量販店や外食店、学校給食や企業食堂等を対象とした販路開拓、オンラインストアを活用した販路の拡大などを取り組んで参りたいと考えております。

次に、第5節「戦略的な生産活動の展開」でございます。1「県産農林水産物の生産振興」でございます。18ページを御覧ください。

沿岸漁業の生産の振興につきましては、先ほども御説明しました「ふくしま型漁業」の取組を通じて、具体的な資源利用方策を漁業者の皆様へ提示し、操業拡大に向けた協議や新たな水産関連施設の整備、流通構造の改革に係る取組等を支援してまいります。沖合漁業につきましては、水揚げ促進に向けた計画の策定と進行管理について支援いたしまして、省エネルギー機器の導入ですとか老朽化した漁船の若返り、性能の向上というものに努めてまいりたいと考えて思います。

内水面におきましては、増養殖技術の開発・普及や、消費拡大に向けた取組を推進してまいります。

つくり育てる漁業の持続・安定化を推進のため、県内で採卵・生産したヒラメ・アワビ・アユ等の種苗を震災前と同規模で放流するとともに、ホシガレイ等の新たな栽培漁業対象種の事業化に向けた実証試験を推進してまいります。

続いて、第5節の2「産地の生産力強化」です。20ページを御覧ください。

水産業においては、まず復興の視点として、重複しますが水産資源を管理しながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に向け、緊急時モニタリング、漁協が取り組んでいる放射能に関する自主検査への支援、水産エコラベル等の第三者認証の取得、それから、鮮度保持流通に必要な機器整備等の付加価値向上の取組、県産水産物の安全性や美味しさを直接消費者の皆さんに伝える取組を推進してまいります。

操業の効率化といたしましては、海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築、ICTの整備・導入等による操業の効率化、水産資源解析による新たな情報解析の迅速化による資源管理の取組を推進してまいります。

第5節の最後、3「産地の競争力強化」でございます。21ページを御覧ください。

市場での優位性や消費者の皆様からの信頼性の獲得のため、水産エコラベル認証取得を支援し、認証を活用したPRを実施してまいります。

続きまして22ページを御覧ください。福島ならではの付加価値化の取組として、もとより常磐ものとして認識していただいている品質の良さに加えまして、漁獲から流通までの各段階において、高鮮度を維持する技術の開発と普及を推進しまして、高い競争力を持つ水産加工品等の開発や品質の向上に必要となる施設、設備等の整備に取り組んでまいります。

環境に配慮した持続可能な生産をめざし、海洋観測による環境変化の把握及び漁海況予測の高度化をはじめとした地球温暖化に適応する取組を推進してまいります。また、漁業系プラスチックゴミや海岸漂着物等の適切な処理を行ってまいります。海洋汚染や台風等のゴミに対する問題につきましては、前回1月の審議会におきまして、野崎委員及び江川委員より御意見をいただいておりますので、こちらの第5節に内容を反映いたしております。

最後に第6節「活力と魅力ある農山漁村の創生」の1「農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進」です。資料23ページを御覧ください。

農林水産業・農山漁村に接する場の提供といたしまして、子供たちが参加する漁業体験学習等の活動や消費者の皆様が県産水産物に直接触れるための施設整備等を推進してまいります。また、県産水産物への理解を深めるイベントの開催や水産関係団体等による魚食普及や消費拡大に向けた取組を推進してまいります。

続いて、第6節の2「農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮」です。資料の24ページの41行から、25ページにかけてになります。

水産業・漁村の有する多面的機能の維持及び発揮のため、二酸化炭素吸収や水質浄化等の公益的機能を有するいわき地先の藻場や松川浦の干潟について、その機能保全の取組を支援してまいります。また、漁業者のみならず地域住民や都市住民の皆さんも含めた海浜清掃等の取組に参加してまいります。

内水面においては、河川・湖沼が有する水源のかん養や洪水の防止等といった多面的機能維持の取組を推進してまいります。

第6節の最後、3「快適で安全な農山漁村づくり」です。資料25ページを御覧ください。

農山漁村では、イノシシ等の野生鳥獣被害が広域化・深刻化しており、内水面漁業につきましても放流した魚類に対するカワウの食害が甚大なものとなっております。

鳥獣被害対策としましては引き続き生息環境管理、被害防止、有害捕獲の3つの対策を総合的に進めるとともに、カワウに対しては効果的な駆除や追い払い等を推進してまいります。また、ブラックバス等の特定外来生物に対しましては、生息状況の調査や効果的な駆除等の技術の開発といった被害防止対策を推進してまいります。

続きまして26ページ、4「地域資源を活用した取組の促進」の部分ですが、地元のおいしい海産物や内水面の遊漁、それらを素材として6次化の推進ですとか、都市との交流の促進という部分についても水産業として貢献していくという記載内容になってございます。

第4章についての説明は以上でございます。

続きまして、資料2-5でございます。

「地方の振興方向」について、説明いたします。

この「地方の振興方向」の記載でございますが、福島県7つの地方の振興方向に分けて記載しておりますが、水産業の内、内水面の部分につきましては県下全域で共通の取組というものが多ということで、先ほど説明いたしました第4章の施策の展開方向の中での記載を手厚くしております。内水面の特徴といたしましては、特出する部分では、相双地方において事業休止中の内水面漁業があることとございまして、地方計画といたしましては、内水面の部分については相双地方の振興方向に記載するというところで考えてございます。海面漁業につきまして

は、浜通りのうち相双地方といわきでその特徴に応じた復興状況に応じた復興方向について記載してございます。

資料2-5、11ページを御覧ください。11ページについては相双地方でございます。

双葉郡につきまして、避難指示の解除が遅れたことでいまだ生産基盤の復旧が残っている状況であること、相双地区の主体である沿岸漁業の水揚げがいまだ回復していない状況への対応といたしまして、生産基盤の復旧、水量の拡大というものが8行目から9行目の部分ですが、いわき地方の復興方向にはない重点的な取組となっております。また、32行目でございますが、内水面漁業の事業の再開についても進めていくということで記載がでございます。

一方で13ページ、いわき地方の計画でございますが、こちらにつきましては、まき網、サンマ等の沖合漁業の基地となっております。生産面では震災の影響は概ね解消されている一方で、他県船によるカツオ、イワシ、サバ、サンマといった沖合漁業での水揚げが大幅に減っていることが特徴的な課題でございます。こちらについて相双との違いで復興方向として7行目でございますが、記載している部分というのが水揚量の回復というものが復興方向として取組として記載してございます。

具体的な取組については先ほどの資料2-4に記載した中身とそれぞれの関係部分に重複はありますが記載してございます。

今後、第4章の県全体の施策も展開方向とともに検討を進めていく考えでございます。

説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

資料2-4、2-5について御説明頂きました。

たくさんの御説明を頂きましたが、新しい計画における施策の展開方向は、6つの節ごとに課題／背景、施策の方向性、評価の指標、具体的な取組という内容の報告でした。現状として、沿岸漁業は本格的な操業再開に至っていない状況から、特に水産物の生産活動の拡大や流通・販売戦略の施策が重要になると思われま。一方、地方に着目しますと、地域資源を守る担い手の減少や鳥獣被害、内水面水産業の課題など地域ごとに抱える課題について触れられています。

では、これまでの内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

議長

漁協組合長であられる、立谷委員、江川委員いかがでしょうか。

産業にとって担い手の確保は非常に重要な課題だと思います。経営力の優れた育成研修会とか若手漁業者への技能研修会、児童を対象とした漁業体験学習の取

組について説明がありましたけれど、それぞれのお立場から御意見がありましたらお願いします。

江川委員

組合長としての私個人の考えですが、今まで一週間の内、漁があるときは一週間寝ないで魚、資源を獲っていましたが、これを担い手、後継者作りの視点では週7回制を5日制ぐらいにしないと魅力的ある仕事ではないのかなと思っています。我々の時代は寝ないで魚を獲っていたけれど、今の時代では一週間の内週5日制にして魅力あるような漁業生産体制にして、魚に付加価値を付けて販売するなどいろいろな形をとっていかないと、今現在ははっきり言って担い手、後継者というのは難しいなど実感しています。ここで時代の流れに沿っていかないと我々第一次産業というものは消滅してしまうのかなという危機意識があります。反面、資源の保護についても、今は、試験操業中ではありますが、本格操業になってもある程度きちんとした規制をしながら、持続的に利用するような漁の仕方に方向転換をしないと原発事故前のような不漁で大変なことになるという考えを持っております。さらに、もう少し国・県・我々三位一体になって後継者づくりに力を入れていかないと、これが一番我々の生活には全体的な問題だなと考えております。

議長

ありがとうございました。
現場からの貴重な厳しい御意見頂きました。
立谷委員いかがでしょうか。

立谷委員

原発事故以前、我々相双地区としては1ヶ月の操業の中で、暦を見ながら魚ががっつかないような操業の仕方として9月から11月半ばまでは1ヶ月の内13航海を目処に操業してまいりました。現在、原発事故から10年近くなり、水揚げが震災前の20%にも届かない中でこれから本操業に向けてどうしたらいいのかなと、そういう中で今日（今漁期の）初競りがありましたけれど、昨年度は90航海くらいで終わった、今年はどうするのかというと、我々底曳きの船頭会の中でも、本操業に向けて伸ばしていきなきゃいけないという中で、今シーズンは100航海を目指してやりますというように決まりました。どうしても若い世代が毎週操業に臨む中で最低でも週3回くらいは海に出ないと、体を持て余してしまうというのがあります。なるべく本操業に向けて震災前に近づける操業形態をとっていかないと後継者は出ていかないのかなと、そういうような気持ちを持っております。震災前は、一晩泊まりということ2時頃に出て行って次の日の朝7時、8時に帰ってくるような10回から12回の網を曳くというやり方でやっていたが、現在は試験操業の中では朝2時に出て行って10時、11時頃に網2番くらいしかやってこないの、なかなか水揚げがあがっていかない。これから本操業に向けて数量的にも時間的にも、もう少し従来の震災前の操業に近づけてい

かないと水揚げは上がっていかないのかなと思う。若手も操業の内容に震災前の海で大漁してきた感触に近づけない。まだ半日くらいの仕事であって、そこまで実感が湧かないと思う。我々の世代では震災前は海で魚を捕って、大漁したとか喜びがあって、今の若い世代ではそこまで実感できるところまで水揚げがいていないのじゃないかな。これから若い世代にも自分の仕事に対して喜びを感じられる体制を作りあげていかなければならないのかなと私は思っております。

議長

ありがとうございました。震災前の厳しい状況や若い世代の仕事の体制についての御意見だったと思います。県の方から委員の意見に対する回答はありますか。

水産課長

今ほどお話がありました部分で、江川委員からありました労働環境が悪かったという部分について、これから豊かな資源を生かしてどのように若い人たちが魅力を感じる就労環境に持って行くかは一つの課題ですし、一方で誇りを持って取り組むには儲かる、収入が上がる、水揚げが多いということで、立谷委員がおっしゃった話の部分も非常に大事なものとして受け止めます。それを融合したのものとして先ほどから御説明している「ふくしま型漁業」というものが今増えてきている資源を生かしながら取り組めるものとして強く進めていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
他に御意見はありますか？

濱田委員

はい。東京海洋大学の濱田と申します。
コロナの影響があって今後首都圏一極集中はなくなっていくのではないかとと思われる中で、2年前いわきに関連した福島県の研究をさせていただいたこともあり、若手の育成ということに関わるのですが、今学生さん達と接する中で、昔は私たち東京水産大学とって毎日休むこともなく水産業はいつ魚を獲れるかわからない、そういう精神でやっていた中で、全国からもともと漁業者とか水産業をやっている子弟の方々が来ていて、そういった方々を育てて地方に送り出してと良い循環ができていたのですが、今は首都圏のお嬢さんたちを8割方受け入れています。そうすると、なかなか休みがとれないとか、週7日働くというのは大変だという意見になって、今若者たちをみていると儲かるということも一つはあるのですが、それよりもすごくコストパフォーマンスを求めるのですね。それと、大変なことはあまりやりたくないといった感じがあって、もうちょっと水産業も機械と連動したりとか、効率よく満たしたりすればよいと思います。私は西日本でもこういった委員をさせていただいているのですが、すごく成功した例と感じているのが、島全体が水産業で食べているようなところがあるのですが、そこは

東京とかで疲れちゃったような人たちを上手に集めて活気があって若者達が水産業で活躍している島なのですが、その方々は町長さんがすごく意識が高く、水産庁とかと協力して若者達が作り上げていくというのがあって、そういう意味では従来の考え方を変えていかないといけないとひしひしと大学を含めて思っています。

基本的には先ほど発表いただいた内容で、福島県が解決していかなければいけない問題としてやはり放射性物質の問題がありますが、もし可能ならもう少し養殖に力を入れていけないのかなと感じています。漁業ですと限界がありますし、持続可能な資源管理を含めたものを全国的にやっていますが、ここ2年くらい今時の方々と話す中でやはり放射性物質のイメージを払拭できていない、常磐ものと名前を変えてもどうしてもそこがうまく受け入れられない。科学的には問題ないと皆さんわかっているけれど消費者に需要されないというのが、一緒にイオンなどに行って思っておりましたし、そこを払拭するには内水面を含めて、養殖業に力を入れられたら違うのかなと思っています。

先ほどの「儲かる」という話で、確かに「持続可能な」というのは無難な表現で私もよく使いますしいいのですが、大越会長がおっしゃっていたように覚悟があればそちらのほうが、地元の方々も受け入れられると思いますし、評価に耐えられるものが、先ほどの御説明でもちゃんと根拠がありそうなので、覚悟を持ってこの時期にやるんだというものがあればいいと思います。

議 長

大変貴重な御意見ありがとうございました。

これまでに議論がなかった養殖についての御意見でした。内水面については本日、佐川委員が御欠席ですので、御意見を伺おうかと思っていたのですが、特にここで出しておきたい御意見はございますでしょうか。

各 委 員

(意見無し)

議 長

それでは、この施策の展開方向につきましては、新しい計画を策定する中で、農林水産業の復興、生産拡大に関わる中心的な内容だと思います。事務局におかれましては、本日頂いた意見や新たな情報を反映して、次回以降の審議会でも資料として配付していただければと思います。

議 長

それでは、次の議題に移りたいと思います。

「(3) 地方意見交換会」について、事務局から御説明をお願いします。

水産課長

続きまして、資料3として配布してございます「地方意見交換会について」という資料について御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

1の開催目的でございますが、新しい福島県農林水産業振興計画の策定に向けまして、各地方で多様な立場の農林漁業者の皆様から御意見を聴取しまして、新しい計画の策定過程に反映するため、地方意見交換会を開催させていただくものでございます。

2の概要でございますが、水産業に関しましては、海面及び内水面の各1回を予定しております。開催場所は海面においてはいわき市、内水面においては猪苗代町を予定しております。

裏面を御覧ください。裏面に開催日程の案を示してございますが、内水面については11月5日木曜日の午後、海面については11月17日火曜日の午後の予定となっております。

参加していただく漁業者についてはそれぞれ6名程度と考えておりまして、審議会での審議に役立てるためそれぞれについて本審議会委員について1名程度の参加をお願いしたいと考えてございます。

表面に戻りまして、3の開催方法ですが、新しい計画に関する基本的な考え方や施策の展開方向などを県から説明いたしまして、その後、農林漁業者の意見発表、県との意見交換をいたします。審議会の委員につきましては、その都度、質問やコメントをいただけましたら幸いです。

4の頂いた意見の取扱いですが、それぞれの地域に関する意見は、水産の場合は、海面と内水面でそれぞれですが、「地方の振興方向」の策定過程に反映し、地域や県全体に関する意見は、「ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」や「施策の展開方向」等の策定過程に反映する予定です。

5の出席依頼につきましては、審議会事務局より、後日、各委員に出席に係る日程調整等のお問い合わせをさせて頂きたいと考えてございます。

資料3の説明につきましては以上です。

議長

資料3について説明いただき、ありがとうございました。

水産業については海面、内水面の2回、漁業者や生産活動に携わっている方からの御意見を新しい計画に反映するため開催するという案内でした。

各意見交換会に審議会委員1名の参加をお願いしたいとのことですが、可能であればこの場で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

水産課長

事務局といたしましては、当審議会において長期間委員として在任され、本県の水産業に造けいが深い野崎県漁連会長さんを海面の意見交換会をお願いすることを御提案いたします。また、内水面については、同様の理由で、佐川内漁連会長さんをお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございます。ただいま、御提案がありましたが、他に御意見はございますか。それでは、海面を野崎委員に、内水面を佐川委員にお願いしてもよろしい

	でしょうか。
各 委 員	(異議無しの声)
議 長	では、その他、地方意見交換会について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。
各 委 員	(意見なし)
議 長	特にございませんでしょうか？ありがとうございます。
議 長	<p>本日は皆さん、新しい福島県農林水産業振興計画の策定スケジュールを確認しました。そして新しい福島県農林水産業振興計画 骨子（案）、第3章のふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿、めざす姿の実現に向けた施策体系と主な取組、第4章の施策の展開方向の骨子（案）、そして第5章、地方の振興方向 骨子（案）について活発な御意見、御議論をいただきました。</p> <p>また、ただ今地方意見交換会については審議会委員を推薦いたしました。</p> <p>今回、事務局から説明がありました新しい計画の策定に当たっての骨子につきましては、水産業審議会として承認することよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議無しの声)
議 長	<p>また、個別の具体的な内容については、本日頂いた多くの御意見等を踏まえて、今後も協議を継続していくこととなりますので追加の御意見がありましたら、後ほど事務局までご提出いただければと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局におかれましては、本日頂いた意見や追加の意見を取りまとめながら、細部の検討を進めていただきたいと思います。</p> <p>次に「(4) その他」ですけれども、事務局から何かありますか。</p>
事務局（水産課主幹）	<p>事務局より事務連絡が2点ございます。</p> <p>1つ目は、追加の意見の提出です。 本日は委員の皆様からの貴重な御意見、ありがとうございます。先ほど議長もおっしゃりましたが、追加の御意見がありましたら、様式は自由で結構ですので、2週間後の9月15日火曜日までにメールまたはFAXなどで事務局まで御提出くださいますようお願いいたします。</p> <p>2つ目は、次回の審議会の開催日程の御連絡です。次回につきましては、一番最初に御説明した策定スケジュールにありましており、第2回は来年1月、第3回</p>

	<p>は3月頃に開催したいと思いますので、本年11月末ごろには委員の皆様、日程等の御連絡をさせていただきたいと思います。</p> <p>事務連絡は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、全体を通して、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
各 委 員	<p>(意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の審議は終了いたしましたので、議長の職を終わらせていただきます。議長の不手際で予定時間を超過してしまい、申し訳ありませんでした。御協力ありがとうございました。</p> <p>——閉会——</p>
司 会	<p>大越会長、長時間ありがとうございました。委員の皆様におきましても、長時間にわたり熱心に御協議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和2年度第1回福島県水産業振興審議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>